

■第3回事業推進部会／委員ご意見一覧

<期間満了PFI事業検証ヒアリング結果について>

①事後評価について

No.	御意見	御発言者
1	・（現地ヒアリングを通して）次期事業の検討において、最初するときには相当熱量を持って取り組まれたと思うが、次に引き継ぐところというのは結構ばたばた感が見受けられる。具体的には、経済性のメリット云々というのがしっかり議論されていない。事後評価というところに関しても、事前にやるところと同じぐらいのウエイトを持ってやっていくような、何らかそういうフォーマットをつくっていく必要がある。	福島委員
2	・これからは自治体が自立的に事後評価をやっていく必要がある。特に定性的な評価の部分については、現在の課題を抽出していくために横浜市のように第三者機関みたいなものを設けて、そこが官民双方から意見を聴取するような仕組みというのはマニュアルの中で一つ提案していったらいいのではないか。	山口委員
3	・コンサルタントを使わないと事後評価ができない。しかし、そこに予算がつけられないという声もあるが、お金の問題で事後評価が出来ないのは本末転倒ではないか。この部分を国庫補助の対象とするなど、事後評価がきちんとできるような仕組みを整備していただきたい。	村松委員
4	・バリューを高めるほうの工夫をしていたかという観点でモニタリングを実施すれば、新しい改善の知恵が自治体側にたまっていたはずである。そうすれば次期事業の要求水準書に、事業を改善していくような、プラスの意味での工夫が盛り込まれた要求水準書に変わっていったのではなかったかと思う。	北詰委員
5	・事後評価の話と2期目の事業の話は、マニュアル化の観点でも分けられるべき。	根本部会長
6	・事後評価のフォーマットを、最終的につくるのが良い。できるだけそこは簡単にしておくべきで事務事業評価並みに2ページぐらいでおさめるというのが大事。	根本部会長

②次期事業方式について

No.	御意見	御発言者
7	・次期事業に移行するタイミングで、特にPFIからPFIになるようなケースは、このタイミングこそSPC株式の流動化を考えていくというポイントが必要。	福島委員
8	・ガイドライン等も整備するに当たっては、改修工事があるのかなのか、事業の全体的な見直し（周辺の施設を巻き込んだり、業務範囲を広げたりとかという根本的に条件変更を考えるような案件等）があるのかなのかみたいところで、幾つかの類型化ができるではないか。	下長委員
9	・コンセッション方式を採用しなくても指定管理者制度で同様の効果が得られるスキームは組める。現行のコンセッションの課題だが、新たな概念を議会や市民に説明しなければいけないということからすると、指定管理者制度の選択肢は通常の自治体であれば選択しやすいというのは間違いない。コンセッション方式をもう少し使いやすくするとか啓発していくということも必要ではないか。	下長委員
10	・各事業における次期事業の事業手法の選択が、当該事業の特徴を踏まえ、正しい選択であったかという観点でこの報告は出さなければいけない。	北詰委員

③競争環境の整備について

No.	御意見	御発言者
11	・競争環境の整備について、次期事業の検討に当たっては、現在の事業者に応募してもらわないといけないと公共側は思ってしまうので、例えば質問回答をやっていても、現在の事業者の希望に合わせるような形で事業を組んでしまうことが多い。また、1期事業では、PFIの経験を積みたいということで金額を安く入れてきていたのですが、2期になると、もうこのままではできないということで、かなりの率で入札額が上がってってしまうので、そのあたりをどうやって抑えていくか、検討いただきたい。	二本松委員
12	・次期事業の環境整備に関して、健全な競争をあえてやっていない。1期目をやったところにしかわからない情報しか載っていないなどの要求水準書が見られる、そこは2期目も2期目ならではの要求水準書をつくっていく必要がある。	横山委員
13	・事業期間の設定について、次期事業の選定の際に競争性がないというのは、まだ償却が終わってなくて新しい建設に行かない段階で次期の契約に進まなければいけないような場合が多いのではないかと。 この場合、事後評価をきちんとし、かつ、次期事業のVFMと絡めながら、そういうものが全て整っている場合には契約更改を認めるという考え方があっても良い。ただし、PFI法や行政契約等の法令との関係を十分に検討する必要あり。	宇野委員
14	・今後、競争環境を整備していくに当たっては、こういう引き継ぎは十分なされるべきであるといったような案内を出してあげるのも一つの施策と考えられる。会計士の業界では監査人交代時に引継ぎすべき情報がルール化されているので、考え方の参考となる。	村松委員

④修繕リスクの官民分担について

No.	御意見	御発言者
15	・修繕リスクの官民分担については、令和2年4月の民法改正で瑕疵担保責任についての考え方が大きく変わる（契約不適合責任に転換）こともあり、契約でどこまで合意できているかというところは非常に重要である。	二本松委員
16	・修繕積立金の課題に関しては、引当金等を認めていく、税法の措置、優遇措置を認めていくことなどで改善されていくと思われるので検討が必要。	横山委員
17	・予防保全など修繕に関するデータは民間事業者側に蓄積されているため、仮に事業者がかわったときに、トータル的な施設管理という意味で、そうしたデータの引継ぎをどのようにするかというのも課題だと感じる。	宇野委員
18	・修繕リスクの部分については、計画部会検討事項の「資格制度の整備等」の内容も踏まえ、専門性を持った職員の確保の方法を検討していく必要がある。	村松委員
19	・特にBTO案件では、予算の都合で修繕が実際にできないということが非常に多い。その結果、次期事業で事業者が代わった場合に、誰がその修繕リスクを負うのか。	渡邊委員

⑤VFMについて

No.	御意見	御発言者
20	・自治体の方は、事業期間終了後のVFMは算定しないといけないと発想しがち、そこにエネルギーをかけるよりも、本質的にもとものリスク分担がどうであったかとか、事業者側のサービス向上が本当にあったかどうかとか、定性的な部分をしっかり検討すべき。	下長委員
21	・サービス購入型のPFI事業において、事業期間終了後のVFMの算定は不要と考える。	根本部会長

⑥とりまとめ・今後の進め方について

No.	御意見	御発言者
22	・ヒアリング結果から得られた論点から深掘りしてPFI全体を部会としては、もっと突っ込んだ提言、誘導が必要。	黒石委員
23	・今後、フェーズIIとしては、もっと考慮要素も含めた、周辺も含めたとか、競争環境を考えるために主要要求水準を変えようとか、仕様発注にこだわり過ぎないような仕組みを構築しようとか、ちょっと攻めた話もぜひ検討し、入れ込むべき。	黒石委員
24	・今回のヒアリングの結果を踏まえ、どんなメッセージを出していくのかというのは部会の中である程度方向性を持っておくべきである。	村松委員
25	・こういう項目が実際に問題になりました、話題になりましたというエピソードは物すごく大事なので、案件は特定せず、参考事例集みたいな形でまとめると、これから新たに1期目をやるころに、参考となる。	根本部会長
26	・今年度とりまとめる事後評価と次期事業検討に向けての基本的な考え方については、次回の事業推進部会の前に各委員に意見照会を行う機会を設けてほしい。	根本部会長

⑦その他

No.	御意見	御発言者
27	・行政側の運営体制について、2年に1回体制が変わっていて、当時のことは知りません、みたいな人がやっていたりする。そういう構造自体にちゃんと厳しく言及するとか、まともなモニタリングが行われているのかは、ずっと、私の問題意識として持っている。	黒石委員
28	・民間事業者から出てきた提案を次期事業の要求水準書に反映させるという形で、要求水準書がどんどんオーバースペックになるが予定価格が低い。という問題が起きてしまう。その問題を未然に防ぐような形で最低限の水準を定めていくことで要求水準書の位置づけをきちんと確認していただきたい。	山口委員

<民間提案制度に関する調査・検討について>

①民間提案を求めるタイミングについて

No.	御意見	御発言者
1	・もっと、地方公共団体から民間提案を募集することを発信すべき。福岡市のロングリスト、ショートリスト等は、有用と考える。	下長委員
2	・どの段階で民間提案を募集するのは重要。それぞれの事業で、なぜその段階で民間提案を募集したのか。そのタイミングがよかったのか悪かったのかという評価も含めて伺っていただきたい。	山口委員

②インセンティブの付与方法について

No.	御意見	御発言者
3	・インセンティブと平等性のバランスというところで、以前の事業部会では、民間提案をやりやすくするためにVFMの計算のより簡易的な方法を議論していた気がするので、そちらも参考にしていきたい。	福島委員
4	・随意契約保証型民間提案というのはPFI法に基づかない部分なので、結構自治体が個別に判断して行っているケースがある。随意契約でそこまでやって大丈夫かというような懸念について、何らかガイドラインみたいなものが必要なのかなというのは個人的には思う。	福島委員
5	・民間側のインセンティブとして、加点方式（全体の10%を加点等）があるが、加点の値が社会的に適当な範囲であることが共有できれば、制度が相当進むと思われる。	下長委員
6	・随意契約保証型については既存の法律（地方自治法等）との関係は検討していきたい。	二本松委員
7	・PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスの選抜・交渉型（随意契約）の民間提案制度は、相当法的な国際法のチェックをかけており、随意契約保証型は、それを前提にして、プラスアルファで考えるような段取りである。	根本部会長

③企業ノウハウの保護について

No.	御意見	御発言者
8	・地方公共団体は、企業ノウハウ等、知的財産の保護について十分に留意が必要。しっかりと保護するルールをマニュアル等で明記すべき。（現状、議会等から質問があった場合に、地方公共団体は、情報を開示してしまっているケースが見受けられる。）	横山委員

④その他

No.	御意見	御発言者
9	・民間提案制度は米国で採用事例が多いという話を聞いたことがある。本調査の参考になるのではないか。	二本松委員
10	・財政支出の増を伴うような民間提案があった場合に、予算要望における抵抗感等の考えを聞いてみても良い。	北詰委員
11	・バージニア州のPPEAという制度は、参考となり得る。ということで以前の部会で検討したことがある。東洋大学でもフォローしているため、必要な情報提供は可能である。	根本部会長

<公共施設の非保有手法に関する調査・検討について>

①非保有手法の現状・広まらない理由について

No.	御意見	御発言者
1	・総務省の調査では、指定管理者制度を採用している事業において、債務負担行為を行っていない自治体がかかなりの割合で、いまだにある。リース等の促進においては、総務省の所管になるかもしれないが、長期継続契約の活用であることのノウハウを示してあげた方が良い。	横山委員
2	・地方公共団体は、自ら施設を所有しないとイケないという認識が強い。「オフィスREIT」という概念で、非保有手法が一般的な手法であることをいかにすり込めるかが重要。	福島委員
3	・地方公共団体が施設を所有しないことによって、民間であれば会計上で出てくるデメリットみたいなところをインセンティブで補うような仕組みとして、オーストラリアのアセットリサイクルリングのような仕組みを考えてもいいのではないか。	福島委員
4	・過去の総務省の通知（債務負担行為の運用について）により、リース方式については、資金調達手法として、起債というメニューがあるのにリースにより施設を調達するのは好ましくないというような御見解を、PFI初期のころに持っておられたように思う。	下長委員
5	・非保有手法が広まらない理由として、法律の条文を読むと、あたかも施設を保有することが前提になっているような書き方がされているものがあるが、機能を提供する義務がある。というのが正しい。機能提供義務と施設保有義務をちゃんと仕分けてあげるのが大事である。	根本部会長
6	・非保有手法が広まらない理由として、一般的に補助金の充当が不可であることが問題と考えられる。非保有方式を採用しなかった事例のヒアリング等により把握できないか。	根本部会長
7	・リース料も、実質公債費比率にカウントされるのではないか。	根本部会長

②事業方式について

No.	御意見	御発言者
8	・非保有のスキームについて、既存の会計基準できちんとカバーできるのかという検討は、自治体側からも事業者側からも両方の視点でやるべき。	村松委員
9	・日本だと民間でもさまざまなサービスを提供されており、民間のサービスを教育でも、福祉でも、買うということのできるものが多いので、バウチャーという概念を入れて類型化していくことが必要。	根本部会長

③その他

No.	御意見	御発言者
10	・ファイナンス・リース的に建物への投資のリスクが官民のどちらに振られているのかが重要。表面上の建物所有権がどちらにあるのかという視点だけではなくて、建物への投資リスクが一体どちらに帰属しているのかを整理する必要がある。	下長委員
11	・非保有手法を導入するに当たっては、市民・利用者がどこまで不安に思っているか、行政サイドがそれをどういう風に捉え判断しているかが検討のポイントになるのではないか。	北詰委員